簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり企画提案書の提出を招請します。 令和6年6月28日

> 独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長 長谷川 眞理子

1. 業務概要等

- (1)件 名 新国立劇場内店舗賃貸借及び運営
- (2)概要独立行政法人日本芸術文化振興会が所有し、公益財団法人新国立劇場運営財団が管理する新国立劇場の施設の一部を店舗として貸し付け、借受人は店舗において売店営業を行い、観客に対し物品販売等のサービスを実施する。
- (3)貸付及び営業場所

東京都渋谷区本町1-1-1 新国立劇場内店舗

(4)貸付期間 契約締結日から令和9年3月31日(水)まで ただし、契約期間において借受人がその業務を適切に遂行した場合は、 3年を限度に、1年毎にこれを更新することができる。

2. 参加資格

- (1)独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。代理人においても同様とする。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中「特別の理由がある場合」に該当するものとする。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3)独立行政法人日本芸術文化振興会又は文部科学省の関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団関係者ではなく、かつ暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していない者であり、「誓約書」に誓約できる者であること。

3. 手続等

(1) 問合せ先

〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号 独立行政法人日本芸術文化振興会

財務企画部契約課契約係 本多

電話番号 050-1754-3593

(2) 参加要領等の交付期間及び方法

令和6年6月28日(金)から、独立行政法人日本芸術文化振興会 HP(トップページ>調達情報>入札情報一覧)又は上記(1)にて交付する。参加要領等の交付は無料とする。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和6年7月30日(火)午後5時まで

上記(1)に持参又は郵送(提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。電送によるものは受け付けない。

※(1)~(3)の受付は、土曜日、日曜日、祝日及び7月1日を除く午前10時から 午後5時までとする。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 納付。ただし、銀行振出小切手又は国債の保証による担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、契約保証金の額は借受人が提案した貸付料に2を乗じて得た額とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 誓約書の提出 本公募の参加希望者は、申請書提出時に、契約担当役(独立行政法 人日本芸術文化振興会 理事長)が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を 提出しなければならない。
- (5) 誓約書の遵守 上記4. (4) の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しく は誓約書に反することとなったときは、当該者の申請又は契約を無効とするものとする。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3. (1) に同じ。
- (7)「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(独立行政法人日本芸術文化振興会 HP トップページ>調達情報)を参照の上、その内容について同意了承すること。(参照:https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html)
- (8) 詳細は参加要領等による。

以上